

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 旧田口小学校解体工事 (社会教育部 文化振興課 文化財事務所)
工 事 場 所	佐久市田口 3 0 0 0 番地 1 外
工 事 概 要	解体工事一式 校舎（管理棟・普通教室棟）：鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 3, 1 4 7 m ² 屋内運動場：鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1, 1 1 1 m ² プール：約 1, 9 0 0 m ² モニュメント、バックネット、石碑・標石ほか構造物 校舎跡地等：良質土による埋め戻し プール跡地：砕石敷き込み
工 期	契約日から令和 10 年 1 月 31 日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第 2 順位とする。）。 《対象工事》 ①令和 8 年度 旧田口小学校解体工事 （佐久市田口 2 6 4 番地 3） ②令和 8 年度 旧田口小学校解体工事 （佐久市田口 3 0 0 0 番地 1 外）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・解体工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・解体工事業について特定建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。

(4) 本 店 等 の 所 在 地	・本店が佐久市内にあること。
(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 令和 8 年 10 月 5 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 札 手 続	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 入 札 日 ま で	・市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 10 月 1 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。。 ・発注課（社会教育部 文化振興課 文化財事務所）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 10 月 13 日（火）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 10 月 16 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 20 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 10 月 22 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 10 月 22 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 旧臼田小学校解体工事	佐久市臼田264番地3
第2順位	令和8年度 旧田口小学校解体工事	佐久市田口3000番地1外

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市社会教育部文化振興課文化財事務所（佐久市中込 2913）	TEL. 0267-63-5321（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 旧臼田小学校解体工事 (総務部 総務課)
工 事 場 所	佐久市臼田 2 6 4 番地 3
工 事 概 要	旧臼田小学校解体工事 一式 北校舎解体 鉄筋コンクリート造 2 階建 A = 1, 4 6 5 m ² 西校舎解体 鉄筋コンクリート造 2 階建 A = 1, 4 0 4 m ² 中校舎解体 鉄筋コンクリート造 2 階建 A = 1, 2 9 3 m ² 南校舎解体 鉄筋コンクリート造 1 階建 A = 4 1 9 m ² 第一屋内運動場 鉄骨造 1 階建 A = 6 2 1 m ² 渡り廊下、付属棟ほか A = 5 0 7 m ² プール解体ほか一式
工 期	契約日から令和 10 年 1 月 26 日まで
備 考	・ 佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・ 一抜け方式を適用する（本工事を第 1 順位とする。）。 《対象工事》 ①令和 8 年度 旧臼田小学校解体工事 （佐久市臼田 2 6 4 番地 3） ②令和 8 年度 旧田口小学校解体工事 （佐久市田口 3 0 0 0 番地 1 外）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業 種 ご と の 等 級 格 付	・ 解体工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建 設 業 許 可 区 分	・ 解体工事業について特定建設業の許可を有していること。
(3) 配 置 技 術 者 の 資 格 等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。

(4) 本 店 等 の 所 在 地	・本店が佐久市内にあること。
(5) そ の 他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 令和 8 年 10 月 5 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 入 札 日 ま で	・市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 10 月 1 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課（総務部 総務課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 10 月 13 日（火）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 10 月 16 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 20 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和 8 年 10 月 22 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和 8 年 10 月 22 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧(様式第6号)」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 旧臼田小学校解体工事	佐久市臼田264番地3
第2順位	令和8年度 旧田口小学校解体工事	佐久市田口3000番地1外

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市総務部総務課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3038（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 佐久市役所本庁舎非常用放送設備改修工事 (総務部 総務課)
工 事 場 所	佐久市中込 3 0 5 6 番地
工 事 概 要	非常用放送設備改修工事 非常用放送設備改修（1 階） 1 台 業務用放送設備改修（4 階） 1 台 上記改修に伴う配線等の改修一式
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 17 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・消防施設工事の登録があり、その等級格付が A ・ B ・ C 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・消防施設工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月30日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月30日（水）から 令和8年10月5日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年9月30日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年10月1日（木）から 令和8年10月6日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（総務部 総務課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月8日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年10月9日（金） 午前8時30分から 令和8年10月13日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年10月15日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月15日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市総務部総務課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3038（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの 屋根等改修工事（1 工区） （ 福祉部 高齢者福祉課 ）
工 事 場 所	佐久市根岸 1 1 3 番地 1
工 事 概 要	シルバーランドきしの屋根等改修工事（1 工区）一式 外壁塗装 屋根部及びバルコニー防水 屋根面 1, 7 0 3 m ² 外壁面 3, 1 2 9 m ²
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 17 日まで
備 考	・ 佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・ 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 5 条の 9 に基づき、見積り期間を短縮している。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている 業 種 ご と の 等 級 格 付	・ 塗装工事の登録があり、その等級格付が A ・ B ・ C 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている 建 設 業 許 可 区 分	・ 塗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配 置 技 術 者 の 資 格 等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は 監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な 雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を 配置できること。
(4) 本 店 等 の 所 在 地	・ 本店が佐久市内にあること。

(5) そ の 他	・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。
-----------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月30日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和8年9月30日（水）から 令和8年10月5日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 札 手 続	令和8年9月30日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和8年10月1日（木）から 令和8年10月6日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（福祉部 高齢者福祉課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月8日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和8年10月9日（金） 午前8時30分から 令和8年10月13日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和8年10月15日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和8年10月15日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落 札 者 の 決 定 等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市福祉部高齢者福祉課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3154（直通）

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和 8 年度 遊具点検業務 (建設部 公園緑地課)
業 務 場 所	佐久市 一円
業 務 概 要	36 都市公園及び 7 その他公園における遊具点検業務 一式
履 行 期 間	契約日から令和 9 年 3 月 5 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則第 103 条第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市の令和 8 年度物品購入等入札（見積）参加登録業者名簿に学校関係用品・楽器・運動用品・娯楽用品の運動・娯楽用品、に登録があること。
- (4) 管理技術者に、公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士の資格を有する者を配置すること。
- (5) 担当技術者に、公園施設製品整備技士、公園施設点検技士、公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士の資格を有する者を配置すること。ただし、管理技術者との兼務は不可とする。
- (6) 長野県内に本店又は支店、営業所等として登録されていること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市建設部公園緑地課
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」原本・副本各 1 部とする。 ・「誓約書」1 部 ・佐久市建設部公園緑地課へ持参により提出のこと（郵送は不可）。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 入札日まで	・金抜設計書及び仕様書は市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和 8 年 9 月 30 日（水）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。佐久市建設部公園緑地課へメールの方法により提出すること。
回 答 の 期 間	令和 8 年 10 月 7 日（水）以降	・公園緑地課より市ホームページにて回答する。

入札開札日時・場所	令和8年10月7日（水） 午前10時00分から（郵送不可）	・佐久市役所南棟 2階ラウンジ
落札者の決定等	・ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールにより連絡する。 ・ 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・ 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・ 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」及び市が指定した要件の資格が確認できるものとする。 ・ 落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・ 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市 建設部公園緑地課	
入札結果の公表	・佐久市 企画部 契約課において閲覧にて公表する。（契約日以降）	

4 入札事項等

入札事項	・ 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・ 入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・ 代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札入札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の100分の10の金銭的保証
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用なし

5 その他の事項

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

6 担当部課（問合せ先）

公告及び業務の内容	佐久市 建設部公園緑地課（佐久市中込 3056） TEL. 0267-62-3424 （内線）162 FAX. 0267-63-7750 Eメール. koenryokuti@city.saku.nagano.jp
-----------	--

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 4 8 - 1 号線 道路防災工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 湯原 居久保 地区
工 事 概 要	道路防災工事 排水構造物工 自由勾配側溝 6 0 0 × 6 0 0 L = 9 8 m 集水柵 1 0 0 0 × 1 0 0 0 × 9 0 0 N = 1 箇所
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 17 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付が A ・ B ・ C ・ D 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において臼田地区として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年9月30日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年9月30日（水）から 令和8年10月5日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等の入札	令和8年9月30日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年10月1日（木）から 令和8年10月6日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（建設部 土木課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年10月8日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年10月9日（金） 午前8時30分から 令和8年10月13日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和8年10月15日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年10月15日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無

効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部土木課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267－62－3302（直通）

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和8年9月30日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和8年度 佐久市望月支所 特定建築物 防火設備定期検査業務 (望月支所 総務税務係)
業 務 場 所	佐久市望月263番地
業 務 概 要	建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく特定建築物の防火設備定期検査業務 一式
履 行 期 間	契約日から令和9年2月26日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当していないこと。
 - （2）佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当していないこと。
 - （3）佐久市建設工事等入札参加資格者名簿又は佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されており、かつ佐久市内に本店を有していること。
 - （4）一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める防火設備検査員の資格を有する者が在籍し、選任できること。
- 要件（1）から（4）までの基準日は入札公告日から落札決定日までとする。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	令和8年9月30日（水）から 入 札 日 ま で	・ 市ホームページへの掲載、佐久市望月支所総務税務係
入 札 参 加 申 請 受 付	令和8年9月30日（水）から 令和8年10月5日（月）まで	・ 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」原本・副本 各1部。 ・ 佐久市望月支所総務税務係へ持参により提出のこと（郵送は不可）。
設 計 図 書 等 の 入 札 手 続	令和8年9月30日（水）から 入 札 日 ま で	・ 参考数量書及び仕様書は市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和8年10月1日（木）から 令和8年10月5日（月）まで （最終日は午後5時15分まで）	・ 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・ 佐久市望月支所 総務税務係へ持参。
質 問 回 答 の 期 日 ・ 方 法	令和8年10月7日（水）以降	・ 佐久市望月支所より市ホームページにて回答する。

入札開札日時・場所	令和8年10月15日(木) 10時00分から(郵送不可)	・佐久市望月支所 3階 中会議室
落札者の決定等	・ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・ 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・ 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	・ 提出書類 1 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 2 一級建築士及び二級建築士を擁する事業所にあつては、建築士法第5条第2項により交付された「免許証」の写し1部、及びその建築士を擁していることが証明できる書類等の写し1部。 もしくは、防火設備検査員を擁する事業所にあつては国土交通大臣から交付を受けた「防火設備検査員資格者証」の写し1部、及びその防火設備検査員を擁していることが証明できる書類等の写し1部。 ・ 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参により提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・ 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市望月支所 総務税務係	
入札結果の公表	・ 公表なし	

4 入札事項等

入札事項	・ 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・ 入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること(必要に応じ提出を求める場合もある。) ・ 代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・ 適用なし
最低制限価格	・ 適用なし
入札保証金	・ 免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・ 契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・ 適用なし
中間前払金	・ 適用なし
部分払金	・ 佐久市財務規則第138条の規定による。

債 務 負 担 行 為	・適用なし
入 札 の 無 効	・佐久市財務規則第 1 1 1 条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 1 7 年訓令第 5 4 号）別記入札心得第 8 条の規定による。

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公告及び業務の内容	佐久市望月支所 総務税務係（佐久市望月 2 6 3 番地） TEL. 0 2 6 7 - 5 3 - 3 1 1 1
-----------	---

佐久市公告第 2 4 4 号

農地中間管理機構から認可申請のあった農用地利用集積等促進計画を農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 5 項の規定により次のとおり認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐久市長 柳田 清二

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別添のとおり
- 2 農用地利用集積等促進計画を認可した日
令和 8 年 9 月 3 0 日

農用地利用集積等促進計画(所有権移転)

整理 番号	譲受人	住 所	譲渡人	住 所	所有権を設定する土地			登記地 目	面積 (㎡)	所有権移 転の時期
					大字	字	地番			
1	公益財団法人 長野県農業開発公社 理事長 村山 一善	長野市大字南長野北石堂町1177-3	小松 邦子	佐久市布施4063番地2	布施	上の原	4446-1	畑	1,101	R8.10.20
2	公益財団法人 長野県農業開発公社 理事長 村山 一善	長野市大字南長野北石堂町1177-3	荻原 泰年	佐久市協和8524番地93	協和	西長者原	8524-94	畑	16,238	R8.10.20

農用地利用集積等促進計画書(一括方式機構集積・配分)

No	農地中間管理権を設定する者 (所有者)		農地中間管理権の設定を受け、 利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者 (耕作者)		農地中間管理権及び利用権を設定する土地						備考
	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	大字	字	地番	地目	面積(㎡)	期間	
1	掛川和良	小諸市山浦1269-2	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	掛川育臣	小諸市山浦1773	桑山	御牧原	1216-22	田	3,189	5年 3ヶ月	新規・賃借権
2	永井洋子	佐久市協和6823-2	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	武田喜道	佐久市協和6804	協和	上天神反	5150-1	田	1,514	5年 3ヶ月	新規・賃借権

農用地利用集積等促進計画書(一括方式機構集積・配分)

No	農地中間管理権を設定する者 (所有者)		農地中間管理権の設定を受け、 利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者 (耕作者)		農地中間管理権及び利用権を設定する土地						備考
	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	大字	字	地番	地目	面積(㎡)	期間	
1	岩下益幸	佐久市根岸1365-ロ	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	合同会社ななとも農場	佐久市岩村田2865-3	根岸	筒村	843-1	田	1,515	5年3ヶ月	新規・賃借権
2	岩下益幸	佐久市根岸1365-ロ	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	合同会社ななとも農場	佐久市岩村田2865-3	根岸	筒村	843-2	田	1,231	5年3ヶ月	新規・賃借権
3	宮原章	佐久市根岸1654	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	合同会社ななとも農場	佐久市岩村田2865-3	根岸	道夕	1555	畑	830	5年3ヶ月	新規・賃借権
4	重田直人	佐久市根岸1631-3	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	合同会社ななとも農場	佐久市岩村田2865-3	根岸	中大地	1633	田	1,815	5年3ヶ月	新規・賃借権
5	重田直人	佐久市根岸1631-3	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	合同会社ななとも農場	佐久市岩村田2865-3	根岸	中大地	1634	田	2,385	5年3ヶ月	新規・賃借権
6	重田直人	佐久市根岸1631-3	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	合同会社ななとも農場	佐久市岩村田2865-3	根岸	中大地	1637	田	2,649	5年3ヶ月	新規・賃借権
7	高橋正晴	北佐久郡御代田町御代田2751-23	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	高橋和貴	佐久市田口1381-1	田口	赤身在家	2187-2	畑	3,562	5年3ヶ月	新規・賃借権
8	橋爪恵美子	南佐久郡佐久穂町海瀬19-4	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーンノーツ	佐久市田口915-1	田口	西反田	4336	田	1,455	5年3ヶ月	新規・賃借権
9	橋爪恵美子	南佐久郡佐久穂町海瀬19-4	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーンノーツ	佐久市田口915-1	田口	西反田	4337	田	1,271	5年3ヶ月	新規・賃借権
10	橋爪恵美子	南佐久郡佐久穂町海瀬19-4	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーンノーツ	佐久市田口915-1	田口	西反田	4338	田	136	5年3ヶ月	新規・賃借権
11	有坂義市	南佐久郡小海町小海974	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーンノーツ	佐久市田口915-1	下越	釜ノ前	548	田	1,736	5年3ヶ月	新規・賃借権
12	友野邦彦	佐久市下越673	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーンノーツ	佐久市田口915-1	下越	釜ノ前	555	田	2,668	5年3ヶ月	新規・賃借権
13	中澤孝子	佐久市岩村田1201-8	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	農事組合法人夢企画	佐久市田口4985-2	三分	下の田	327	畑	267	5年3ヶ月	新規・賃借権
14	三石知道	佐久市入澤2984-2	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーンノーツ	佐久市田口915-1	入沢	山際	19	田	1,385	5年3ヶ月	新規・賃借権
15	日向宗一	佐久市長土呂1687-20	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーンノーツ	佐久市田口915-1	入沢	山際	25-1	田	1,123	5年3ヶ月	新規・賃借権

農用地利用集積等促進計画書(一括方式機構集積・配分)

No	農地中間管理権を設定する者 (所有者)		農地中間管理権の設定を受け、 利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者 (耕作者)		農地中間管理権及び利用権を設定する土地						備考
	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	大字	字	地番	地目	面積(㎡)	期間	
16	加藤さとよ	佐久市入澤3416	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーン ノーツ	佐久市田口915-1	入沢	青沼	253-1	田	963	5年3ヶ月	新規・賃借権
17	日向純子	埼玉県越谷市瓦曽根2-15-40	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーン ノーツ	佐久市田口915-1	入沢	南田	3528-1	田	2,932	5年3ヶ月	新規・賃借権
18	船坂清子	佐久市入澤3148	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	岩松純平	佐久市入澤1616	入沢	南田	3638-1	田	2,184	5年3ヶ月	新規・賃借権
19	三石義文	佐久市入澤205-3	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	岩松純平	佐久市入澤1616	入沢	南田	3665	田	1,826	5年3ヶ月	新規・賃借権
20	三石隆夫	東京都小平市鈴木町2-686	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	岩松純平	佐久市入澤1616	入沢	南田	3676-1	田	2,131	5年3ヶ月	新規・賃借権
21	三石隆夫	東京都小平市鈴木町2-686	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーン ノーツ	佐久市田口915-1	入沢	南田	3693-1	田	433	5年3ヶ月	新規・賃借権
22	三石隆夫	東京都小平市鈴木町2-686	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーン ノーツ	佐久市田口915-1	入沢	南田	3693-2	田	907	5年3ヶ月	新規・賃借権

農用地利用集積等促進計画書(一括方式機構集積・配分)

No	農地中間管理権を設定する者 (所有者)		農地中間管理権の設定を受け、 利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者 (耕作者)		農地中間管理権及び利用権を設定する土地						備考
	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	大字	字	地番	地目	面積(㎡)	期間	
1	小栗草生	佐久市中込1780	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社 J' Pumpkin	佐久市清川312-1	桜井	玉淵	1321	畑	2,476	5年3ヶ月	更新・賃借権
2	小栗草生	佐久市中込1780	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社 J' Pumpkin	佐久市清川312-1	桜井	玉淵	1322-1	畑	2,982	5年3ヶ月	更新・賃借権
3	樋田幸江	佐久市北川495	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	小金澤健太	佐久市勝間220-3コスモウインA 棟203	上小田切	東立道	626-3	田	978	5年3ヶ月	更新・使用貸借権
4	樋田幸江	佐久市北川495	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	小金澤健太	佐久市勝間220-3コスモウインA 棟203	上小田切	東立道	626-4	田	1,313	5年3ヶ月	更新・使用貸借権
5	成澤章次	佐久市蓬田703	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	丸山真矢	佐久市桑山865-4	八幡	八幡浦	126	田	2,914	5年3ヶ月	更新・賃借権
6	成澤義春	小諸市八幡町2-6-5	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	丸山真矢	佐久市桑山865-4	八幡	八幡浦	145-2	田	3,008	5年3ヶ月	更新・賃借権

農用地利用集積等促進計画書(一括方式機構集積・配分)

No	農地中間管理権を設定する者 (所有者)		農地中間管理権の設定を受け、 利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者 (耕作者)		農地中間管理権及び利用権を設定する土地						備考
	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	大字	字	地番	地目	面積(㎡)	期間	
1	上野栄子	塩尻市峰原185-87	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーン ノーツ	佐久市田口915-1	入沢	下大深	37-1	田	1,951	7年3ヶ月	権利移転・賃借権
2	上野栄子	塩尻市峰原185-87	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーン ノーツ	佐久市田口915-1	入沢	青沼	54-1	田	2,400	7年3ヶ月	権利移転・賃借権
3	上野栄子	塩尻市峰原185-87	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	株式会社グリーン ノーツ	佐久市田口915-1	入沢	青沼	55-1	田	2,098	7年3ヶ月	権利移転・賃借権
4	横山啓司	埼玉県さいたま市緑区三室636- 94	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	浅野萌	佐久市田口4297-2	三分	高橋	737-1	畑	659	3年3ヶ月	権利移転・賃借権
5	井出明	佐久市田口2308-2	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	農事組合法人 夢企画	佐久市田口4985-2	田口	割塚	3208	田	1,616	0年3ヶ月	権利移転・賃借権
6	高橋剛	佐久市田口2613	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	農事組合法人 夢企画	佐久市田口4985-2	田口	割塚	3209	田	1,632	2年3ヶ月	権利移転・賃借権

農用地利用集積等促進計画書(一括方式機構集積・配分)

No	農地中間管理権を設定する者 (所有者)		農地中間管理権の設定を受け、 利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者 (耕作者)		農地中間管理権及び利用権を設定する土地						備考
	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	大字	字	地番	地目	面積(m ²)	期間	
1	仲津宗寿	埼玉県所沢市御幸町1-16-1010 所沢スカイライズタワー	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	中澤栄一	佐久市安原856	新子田	岩下	682	田	1,161	5年 3ヶ月	新規・貸借権
2	森屋千春	北佐久郡立科町芦田697-1	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	篠原和樹	佐久市三塚284-10	三塚	市道	133-2	畑	480	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
3	森屋千春	北佐久郡立科町芦田697-1	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	篠原和樹	佐久市三塚284-10	三塚	堰添	229-1	田	643	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
4	森屋千春	北佐久郡立科町芦田697-1	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	篠原和樹	佐久市三塚284-10	三塚	五里田	236-2	田	2,871	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
5	森屋千春	北佐久郡立科町芦田697-1	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	篠原和樹	佐久市三塚284-10	三塚	五里田	237-1	田	1,525	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
6	大澤秀男	千葉県流山市南流山2-5-1ス テーションサイドビル206	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	BrewingFarm ers&Company 合同会社	佐久市協和3370-1	協和	水出	1277-2	田	715	5年 3ヶ月	新規・貸借権
7	佐藤好一	佐久市協和3108-1	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	BrewingFarm ers&Company 合同会社	佐久市協和3370-1	協和	笹原	3656	畑	1,566	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権

農用地利用集積等促進計画書(一括方式機構集積・配分)

No	農地中間管理権を設定する者 (所有者)		農地中間管理権の設定を受け、 利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者 (耕作者)		農地中間管理権及び利用権を設定する土地						備考
	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	大字	字	地番	地目	面積(㎡)	期間	
1	箕輪啓	佐久市安原853	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	箕輪勇士	佐久市安原853	安原	城裏	495-7	畑	19	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
2	箕輪啓	佐久市安原853	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	箕輪勇士	佐久市安原853	安原	筏室	496-1	畑	1,543	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
3	箕輪啓	佐久市安原853	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	箕輪勇士	佐久市安原853	安原	筒畑	816	田	835	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
4	箕輪啓	佐久市安原853	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	箕輪勇士	佐久市安原853	安原	筒畑	841-2	畑	201	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
5	箕輪啓	佐久市安原853	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	箕輪勇士	佐久市安原853	安原	筒畑	843-1	畑	934	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
6	岡村明文	佐久市伴野754-1	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	岡村友一	佐久市伴野789	伴野	神翁ジ	788-2	畑	159	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権
7	清水波夫	佐久市根岸1885	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	清水孝志	佐久市根岸1885	根岸	居村	1884-4	畑	261	5年 3ヶ月	新規・使用貸借権

農用地利用集積等促進計画書(一括方式機構集積・配分)

No	農地中間管理権を設定する者 (所有者)		農地中間管理権の設定を受け、 利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者 (耕作者)		農地中間管理権及び利用権を設定する土地						備考
	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	大字	字	地番	地目	面積(㎡)	期間	
1	出浦和子	南佐久郡佐久穂町平林135-7	(公財)長野県 農業開発公社	長野市大字南長野北石堂町 1177-3	高橋良衛	佐久市下越156	入沢	柳添	464	畑	460	5年 3ヶ月	新規・賃借権

権利の消滅に関するもの

権利の消滅する内容 (該当に○印)	受付コード(必ず記入してください)	消滅する土地の所在					利用権の内容				権利消滅の日	連担化助成金交付対象 該当の有無
	< 権利者氏名 >.....	大字	字	地番	地目	面積 m ²	始期	終期	期間	法関係		
① 合意解約による消滅		岩村田	下久保田	287-1	田	1,255	5・2・11	10・12・31	5.11年間	賃貸借	8・6・19	有・無
	借受人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 茂木 守											
② 取り消し公告による消滅		岩村田	下久保田	287-1	田	1,255	5・2・11	10・12・31	5.11年間	賃貸借	8・6・19	有・無
	借受人氏名 酒井 善孝				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社											
③ 使用貸借の借手の死亡による消滅		岩村田	下砂田	1692-1	田	1,409の内834	3・8・11	8・12・31	5.5年間	賃貸借	8・7・14	有・無
	借受人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 井上 隆太郎											
④ 農地法18条による消滅		岩村田	下砂田	1692-1	田	1,409の内834	3・8・11	8・12・31	5.5年間	賃貸借	8・7・14	有・無
	借受人氏名 井出 孝三				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社											
		岩村田	下砂田	1692-2	田	280の内166	3・8・11	8・12・31	5.5年間	賃貸借	8・7・14	有・無
	借受人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 井上 隆太郎											

※ ① 合意解約による消滅日は、解約の成立した日とする。 ② 取り消し公告による消滅の日は、公告のあった日とする。 ③ 借り手の死亡による消滅の日は、死亡の日とする。 ④ 農地法18条による消滅は、許可日とする。

権利の消滅に関するもの

権利の消滅する内容 (該当に○印)	受付コード(必ず記入してください)	消滅する土地の所在					利用権の内容				権利消滅の日	連担化助成金交付対象 該当の有無
	< 権利者氏名 >.....	大字	字	地番	地目	面積 m ²	始期	終期	期間	法関係		
① 合意解約による消滅		岩村田	下砂田	1692-2	田	280の内166	3・8・11	8・12・31	5.5年間	賃貸借	8・7・14	有・無
	借受人氏名 井出 孝三				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社											
② 取り消し公告による消滅		猿久保	下原	617-1	田	969	5・11・11	10・12・31	5.2年間	賃貸借	8・8・21	有・無
	借受人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 秋山 みゆき											
③ 使用貸借の借手の死亡による消滅		猿久保	下原	617-1	田	969	5・11・11	10・12・31	5.2年間	賃貸借	8・8・21	有・無
	借受人氏名 株式会社 J' p u m p k i n				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社											
④ 農地法18条による消滅		鍛冶屋	牛流道下	332-1	田	1,624	6・1・1	10・12・31	5年間	賃貸借	8・7・15	有・無
	借受人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 川島 美保											
		鍛冶屋	牛流道下	332-1	田	1,624	6・1・1	10・12・31	5年間	賃貸借	8・7・15	有・無
	借受人氏名 合同会社大門下ファーム、カンパニー				畑					・ 使用貸借		
	貸付人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社											

※ ① 合意解約による消滅日は、解約の成立した日とする。 ② 取り消し公告による消滅の日は、公告のあった日とする。 ③ 借り手の死亡による消滅の日は、死亡の日とする。 ④ 農地法18条による消滅は、許可日とする。

権利の消滅に関するもの

権利の消滅する内容 (該当に○印)	受付コード (必ず記入してください)	消滅する土地の所在					利用権の内容				権利消滅の日	連担化助成金交付対象 該当の有無
	< 権利者氏名 >.....	大字	字	地番	地目	面積 m ²	始期	終期	期間	法関係		
① 合意解約による消滅		鍛冶屋	牛流道下	333	田畑	1,651	6・1・1	10・12・31	5年間	賃貸借	8・7・15	有・無
	借受人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社									・		
	貸付人氏名 川島 美保									使用貸借		
② 取り消し公告による消滅		鍛冶屋	牛流道下	333	田畑	1,651	6・1・1	10・12・31	5年間	賃貸借	8・7・15	有・無
	借受人氏名 合同会社大門下ファーム、カンパニー									・		
	貸付人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社									使用貸借		
③ 使用貸借の借手の死亡による消滅		下越	下川原	248-2	田畑	296	6・9・11	11・12・31	5.4年間	賃貸借	8・7・30	有・無
	借受人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社									・		
	貸付人氏名 佐々木 充									使用貸借		
④ 農地法18条による消滅		下越	下川原	248-2	田畑	296	6・9・11	11・12・31	5.4年間	賃貸借	8・7・30	有・無
	借受人氏名 農事組合法人 夢企画									・		
	貸付人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社									使用貸借		
		田口	香林田	5509-1	田畑	4193	5・6・10	10・12・31	5.7年間	賃貸借	8・8・6	有・無
	借受人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社									・		
	貸付人氏名 井出 龍一									使用貸借		

※ ① 合意解約による消滅日は、解約の成立した日とする。 ② 取り消し公告による消滅の日は、公告のあった日とする。 ③ 借り手の死亡による消滅の日は、死亡の日とする。 ④ 農地法18条による消滅は、許可日とする。

権利の消滅に関するもの

権利の消滅する内容 (該当に○印)	受付コード (必ず記入してください)	消滅する土地の所在					利用権の内容				権利消滅の日	連担化助成金交付対象 該当の有無	
	《権利者氏名》.....	大字	字	地番	地目	面積 m ²	始期	終期	期間	法関係			
① 合意解約による消滅		田口	香林田	5509-1	(田) 畑	4193	5・6・10	10・12・31	5.7年間	賃貸借	8・8・6	有 無	
	借受人氏名 三石 仁									・			
	貸付人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社									使用貸借			
② 取り消し公告による消滅		入沢	鞍掛	112	(田) 畑	1,395	3・6・11	13・12・31	10.7年間	賃貸借	8・7・14	有 無	
	借受人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社									・			
	貸付人氏名 岩松 茂年									使用貸借			
③ 使用貸借の借手の死亡による消滅		入沢	鞍掛	112	(田) 畑	1,395	3・6・11	13・12・31	10.7年間	賃貸借	8・7・14	有 無	
	借受人氏名 有限会社 サングリーンファーム									・			
	貸付人氏名 公益財団法人長野県農業開発公社									使用貸借			
④ 農地法18条による消滅		0	0	0	田 畑	0	・	・	・	・	賃貸借	・	有 無
	借受人氏名 0										・		
	貸付人氏名 0	0	0	0	田 畑	0	・	・	・	・	使用貸借	・	有 無
											賃貸借		
	借受人氏名 0	0	0	0	田 畑	0	・	・	・	・	・	・	有 無
	貸付人氏名 0										使用貸借		

※ ① 合意解約による消滅日は、解約の成立した日とする。 ② 取り消し公告による消滅の日は、公告のあった日とする。 ③ 借り手の死亡による消滅の日は、死亡の日とする。 ④ 農地法18条による消滅は、許可日とする。